

観光振興事業費補助金交付要綱（FAST TRAVEL 推進支援事業、公共交通利用環境の革新等事業、インバウンド受入環境整備高度化事業、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、外国人旅行者向け免税店支援事業、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業、観光二次交通高度化事業）

- 平成30年3月28日 国総支第61号  
 国鉄総第324号  
 国自旅第293号  
 国海内第186号  
 国港総第596号  
 国空事第1071号  
 国空業第164号  
 観参第293号
- 平成31年4月2日 国総事第96号  
 国総支第53号  
 国都街第121号  
 国都景歴第116号  
 国道総第529号  
 国道企第93号  
 国住市第129号  
 国鉄総第426号  
 国鉄都第199号  
 国鉄事第391号  
 国鉄施第314号  
 国自旅第314号  
 国海内第249号  
 国海外第413号  
 国港総第698号  
 国空事第1744号  
 国官参空第82号  
 観参第817号  
 国官総第385号
- 令和2年3月31日 国総地第67号  
 国総モ第26号  
 国総物第690号  
 国総事第77号  
 国都街第106号  
 国都景歴第99号  
 国道総第469号  
 国道企第108号  
 国住市第104号  
 国鉄総第467号  
 国鉄都第226号  
 国鉄事第434号  
 国鉄施第315号  
 国自旅第301号  
 国海内第119号  
 国海外第277号  
 国港総第681号  
 国官参空第99号  
 観参第1228号  
 国官総第251号
- 令和2年11月5日 国総地第75号  
 国総モ第73号  
 国総物第125号  
 国総事第31号  
 国都街第75号  
 国都景歴第62号  
 国道総第230号  
 国道企第65号  
 国住市第78号  
 国鉄総第269号  
 国鉄都第118号

	国鉄事第310号
	国鉄施第205号
	国自旅第259号
	国海内第171号
	国海外第172号
	国港総第400号
	国空総第661号
	観参第778号
令和3年3月24日	国官総第121号
	国総地第108号
	国総毛第98号
	国総物第159号
	国総事第67号
	国都街第123号
	国都景歴第103号
	国道総第471号
	国道企第113号
	国住市第135号
	国鉄総第441号
	国鉄都第219号
	国鉄事第732号
	国鉄施第438号
	国自旅第463号
	国海内第219号
	国海外第307号
	国港総第709号
	国空総第1122号
	観参第1148号
令和4年3月22日	国官総第204号
	国総地第77号
	国総毛第96号
	国総物第89号
	国総事第77号
	国都景歴第80号
	国道総第512号
	国道企第110号
	国住市第73号
	国鉄総第429号
	国鉄都第196号
	国鉄事第690号
	国鉄施第339号
	国自旅第526号
	国海内第299号
	国海外第414号
	国港総第675号
	国空総第1188号
	観参第729号
令和5年3月31日	国官総第158号
	国総地第116号
	国総毛第118号
	国総物第102号
	国総事第117号
	国都景歴第189号
	国道総第617号
	国道企第126号
	国鉄総第512号
	国鉄都第244号
	国鉄事第877号
	国鉄施第358号
	国自旅第553号
	国海内第256号
	国海外第457号
	国港総第751号

	国空総第1327号
	観参第788号
	国官総第234号
令和6年6月21日	国総地第86号
	国総モ第28号
	国総公第32号
	国都公景第52号
	国道総第105号
	国道企第48号
	国鉄総第101号
	国鉄都第86号
	国鉄事第189号
	国鉄施第50号
	国自物第79号
	国自旅第106号
	国海内第52号
	国海外第139号
	国港総第198号
	国空総第243号
	観参第168号
	国官総第35号
令和7年3月31日	国総地第219号
	国総モ第101号
	国総公第126号
	国都公景第281号
	国道総第650号
	国道企第131号
	国鉄総第553号
	国鉄都第225号
	国鉄事第627号
	国鉄施第301号
	国自物第693号
	国自旅第342号
	国海内第287号
	国海外第737号
	国港総第778号
	国空総第1122号
	観観戦第72号
	観参第740号
	国官総第321号

目次

第1章	共通事項（第1条－第3条）
第2章	FAST TRAVEL 推進支援事業（第4条－第25条）
第3章	公共交通利用環境の革新等事業（第26条－第29条）
第4章	インバウンド受入環境整備高度化事業（第30条－第35条）
第5章	歴史的観光資源高質化支援事業（第36条－第55条）
第6章	観光地域振興無電柱化推進事業（第56条－第71条）
第7章	先進的なサイクリング環境整備事業（第72条－第75条）
第8章	外国人旅行者向け免税店支援事業（第76条－第97条）
第9章	地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業（第98条－第101条）
第10章	観光二次交通高度化事業（第102条－第105条）

第1章 共通事項

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（FAST TRAVEL 推進支援事業、公共交通利用環境の革新等事業、インバウンド受入環境整備高度化事業、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、外国人旅行者向け免税店支援事業、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業、観光二次交通高度化事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」とい

う。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。

- 一 世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気に通貫で高度化する事業（以下「FAST TRAVEL 推進支援事業」という。）
- 二 我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村に係る観光地（以下「特定観光地」という。）に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。）の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業（以下「公共交通利用環境の革新等事業」という。）
- 三 特定観光地における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」や広域的な周遊に係る環境整備を面的に進める事業（以下「インバウンド受入環境整備高度化事業」という。）
- 四 特定観光地における観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる事業（以下「歴史的観光資源高質化支援事業」という。）
- 五 観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化等を支援する事業（以下「観光地域振興無電柱化推進事業」という。）
- 六 特定観光地と連携したサイクルツーリズムの推進を図るため、訪日外国人旅行者に対応したサイクリング環境の整備を支援する事業（以下「先進的なサイクリング環境整備事業」という。）
- 七 外国人旅行者向け免税制度の「リファンド方式」移行に伴い、必要となるシステム改修費用を支援する事業（以下「外国人旅行者向け免税店支援事業」という。）
- 八 訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域において、災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図る事業（以下「地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業」という。）
- 九 訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るため、観光地における二次交通の充実に資する取組を支援する事業（以下「観光二次交通高度化事業」という。）

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。
  - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び索道事業者並びに索道施設を所有する者
  - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
  - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（道路運送法施行規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）1①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第2号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。）並びにこれらの者に車両を貸与する者
  - ニ 道路運送法第80条第1項の許可を受けた者
  - ホ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナル事業を営む者
  - ヘ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）による適正化事業実施機関
  - ト 超小型モビリティの導入を行う地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める都道府県、市町村又は特別区）、民間事業者（法人格を有するものに限る。）又は地方公共団体、民間事業者等により構成される協議会
  - チ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者、同項に規定する対外旅客定期航路事業（本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）を営む者、同条第9項に規定する旅客不定期航路事業を営む者及び同項に規定する一般不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）を営む者並びにこれらの者に船舶を貸与する者
  - リ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設を設置し又は管理する者
  - ヌ 関係する地方公共団体（港務局を含む。）、地方整備局、北海道開発局若しくは沖縄総合事務局、訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等によって構成される協議会及び港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認められた団体
  - ル 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者
  - ロ 航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者
  - ワ 空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会
  - カ 港湾又は空港の利用促進に取り組む地方公共団体（港務局を含む。）

- ヨ シェアサイクルやマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は管理する者
- タ 手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者（国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。）
- レ 上記の者で構成される団体
- 二 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。
- 三 観光拠点施設とは、訪日外国人旅行者が特定観光地の情報収集及び周遊の拠点として活用することを目的として来訪する施設をいう。
- 四 「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

## 第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業

（事業実施計画の策定）

- 第4条 FAST TRAVEL 推進支援事業の実施に当たっては、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。
- 2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題
  - 二 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み、新たな交通網の形成等
  - 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
  - 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
  - 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標
- 3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。
- 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること
  - 二 実施しようとする事業が合理的であること
- 4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（補助対象事業等）

- 第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助率は、別表1に定めるものとする。

（補助金の額）

- 第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

- 第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

- 第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

（交付決定の変更等の申請）

- 第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
  - 二 別表1に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

（交付決定の変更及び通知）

第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第17条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第23条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、第13条本文の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、交付申請書を提出した地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「国土交通省地方支分部局等」という。)に報告する。

第24条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、自己評価等を基に国土交通省地方支分部局等が二次評価を行うこととする。

- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、国土交通省地方支分部局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。
- 3 国土交通省地方支分部局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第25条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

### 第3章 公共交通利用環境の革新等事業

(公共交通利用環境刷新計画の策定)

第26条 公共交通利用環境の革新等事業を実施しようとする公共交通事業者等は、様式第25に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した公共交通利用環境刷新計画(以下「刷新計画」という。)を策定し、地方運輸局長若しくは神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長(以下「地方運輸局長等」という。)を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 計画の名称
  - 二 計画の目標
  - 三 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な公共交通利用環境の革新等事業
  - 五 公共交通利用環境の革新等事業の効果の把握及び評価に関する事項
  - 六 その他必要な事項
- 2 観光庁長官は、前項の刷新計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
  - 二 訪日外国人旅行者による我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から特定観光地に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービスの利用環境の改善に相当程度寄与するものであると認められること。
  - 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

- 3 前項の認定をしたときは、様式第26による刷新計画認定通知書を公共交通事業者等に通知するものとする。
- 4 公共交通事業者等は、第2項の規定による認定を受けた刷新計画について次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。
  - 一 刷新計画の廃止
  - 二 刷新計画の目標の変更
  - 三 刷新計画の期間の変更
  - 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
  - 五 第2項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として、観光庁長官が認める変更
- 5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業等)

- 第27条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表2、別表3及び別表3の2に定めるものとする。

(補助金の額)

- 第28条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表3及び別表3の2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

- 第29条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第26条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された刷新計画に基づき実施される公共交通利用環境の革新等事業について準用する。この場合において、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表3及び別表3の2」と読み替えるものとする。

## 第4章 インバウンド受入環境整備高度化事業

(受入環境整備高度化計画の策定)

- 第30条 インバウンド受入環境整備高度化事業を実施しようとする市区町村、都道府県、観光地域づくり法人(DMO)若しくはその候補として観光庁長官の登録を受けた法人若しくは民間事業者（以下「高度化計画策定者」という。）は、単独で又は共同して、様式第13で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した受入環境整備高度化計画（以下「高度化計画」という。）を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。この場合において、市区町村以外の者が高度化計画を策定しようとするときは、あらかじめ様式第13の2により当該特定観光地に係る市区町村の同意を得なければならない。
- 一 計画の名称
  - 二 計画の目標
  - 三 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な事業
  - 五 インバウンド受入環境整備高度化事業の効果の把握及び評価に関する事項
  - 六 その他必要な事項
- 2 観光庁長官は、前項の高度化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
    - 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
    - 二 高度化計画の対象区域における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大に相当程度寄与するものであると認められること。
    - 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
  - 3 前項の認定をしたときは、様式第27による高度化計画認定通知書を高度化計画策定者に通知するものとする。
  - 4 高度化計画策定者は、前項の規定による認定を受けた高度化計画について次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。
    - 一 高度化計画の廃止
    - 二 高度化計画の目標の変更
    - 三 高度化計画の期間の変更
    - 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
    - 五 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更
    - 六 前項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として観光庁長官が認める変更
  - 5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業等)

- 第31条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表4及び別表5に定めるものとする。

(補助金の額)

第32条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4及び別表5に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(契約等)

第33条 補助対象事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3 補助対象事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は氏名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第34条 補助対象事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 大臣が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者が大臣に対し、民法(明治29年法律第89号)467条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲りうけた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 大臣は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

三 大臣は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(準用規定)

第35条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第30条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された高度化計画に基づき実施されるインバウンド受入環境整備高度化事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表4及び別表5」と読み替えるものとする。

## 第5章 歴史的観光資源高質化支援事業

(補助対象事業等)

第36条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表6に定めるものとする。

(補助金の額)

第37条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表6に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第38条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を

大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。

- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反していないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、様式第14の進達書に補助事業者よりの補助金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第39条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式第2により、その旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第40条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を第38条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
- 二 別表6に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、費日間の経費の流用で、流用先の経費の30%（当該流用先の経費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更となる場合を除く。
- 2 所管地方整備局長等は、第38条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式第15による進達書を提出しなければならない。
- 3 第1項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。
- 4 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

（交付決定の変更及び通知）

第41条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、所管地方整備局長等はその変更を受け、様式第5により、その旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

（申請の取下げ）

第42条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を第38条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

（状況報告）

第43条 補助対象事業者は、所管地方整備局長等の指示があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

（実績報告）

第44条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

- 2 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受理したときは、様式第16より大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第45条 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第40条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式第9により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式第17により大臣へ報告しなければならない。

- 2 所管地方整備局長等は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（補助金の支払い）

第46条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金

支払請求書を所掌する支出官に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第47条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を第38条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第48条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第39条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第49条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第50条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第51条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第52条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第53条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、所管地方整備局長等の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して所管地方整備局長等の承認を受けなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(間接補助金交付の際附すべき条件)

第54条 補助対象事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第39条から第45条及び第48条から第53条に準ずる条件を附さなければならない。

(準用規定)

第55条 第4条及び第23条から第25条までの規定は、歴史的観光資源高質化支援事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と読み替えるものとする。

## 第6章 観光地域振興無電柱化推進事業

(交付の対象等)

第56条 この補助金は、地方公共団体（以下この章において「補助対象事業者」という。）が間接補助事業を実施する者（以下この章において「間接補助対象事業者」という。）に対し、補助金を財源とする給付金を交付する事業（以下この章において「補助対象事業」という。）を交付の対象とする。

(補助対象事業等)

第57条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の補助対象事業者、間接補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表7に定めるものとする。

(補助金の額)

第58条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表7に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第59条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を、地方整備局長等に提出しなければならない。

2 地方整備局長等は、前項本文の規定により提出を受けた補助金交付申請書について、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、様式第19による補助金交付申請進達書（以下「進達書」という。）に提出を受けた補助金交付申請書を添付し、これを大臣に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第60条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

3 地方整備局長等は、様式第20に大臣の発した様式第2による交付決定通知書を添付し、補助対象事業者に通知するものとする。

(交付決定の変更等の申請)

第61条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を提出し、大臣の承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表7に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。

2 第59条第1項及び第2項の規定は、前項の交付決定の変更申請の手續について準用する。

3 第1項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第62条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行うものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

3 地方整備局長等は、様式第20に大臣が発した様式第5による交付決定変更通知書を添付し、補助対象事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第63条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

2 第59条第1項及び第2項の規定は、前項の交付の決定に係る申請の取下げの手續について準用する。

(状況報告)

第64条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第6による状況報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに地方整備局長等に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書

を地方整備局長等に提出しなければならない。

4 第59条第1項及び第2項の規定は、第1項の状況報告書の提出の手続について準用する。

(実績報告)

第65条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに様式第8による年度終了報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第66条 地方整備局長等は、前条本文の規定による完了実績報告書を受領したときは、その報告に係る補助対象事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、適正化法第15条の規定により補助金の額を確定し、様式第9の額の確定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 地方整備局長等は、前項により補助金の額の確定を行った場合は、様式第21の額の確定報告書により、速やかに大臣に報告するものとする。

3 地方整備局長等は、補助対象事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式第18により命ずるものとする。

(補助金の請求)

第67条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を所掌する支出官に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第68条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第62条第1項及び第2項の規定は、前項の事業の中止、廃止又は譲渡に関する書面の提出の手続について準用する。

(交付決定の取り消し)

第69条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第60条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者又は間接補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方整備局長等は、大臣により前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第70条 補助対象事業者が間接補助金の交付決定において、間接補助事業により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、補助対象事業者の承認を受けべき旨の間接補助条件を附している場合であって、間接補助対象事業者の財産処分の承認に当たり、当該財産処分に係る返納金の納付を条件とした場合には、補助対象事業者は、様式第22により地方整備局長等へ財産処分報告書(間接補助)を提出するものとする。

2 補助対象事業者が間接補助対象事業者から前項の返納金を収納した場合には、当該返納金に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

(準用規定)

第71条 第4条及び第23条から第25条までの規定は、観光地域振興無電柱化推進事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み、新た

な無電柱化等」と、第23条中「第13条」とあるのは「第65条」と読み替えるものとする。

## 第7章 先進的なサイクリング環境整備事業

(補助対象事業等)

第72条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表8に定めるものとする。

(補助金の額)

第73条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表8に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(取得財産等の処分の制限)

第74条 補助対象事業者は、取得財産等について、地方整備局長等の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して地方整備局長等の承認を受けなければならない。

3 地方整備局長等は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち残存価額に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(準用規定)

第75条 第4条、第23条から第25条及び第59条から第69条までの規定は、先進的なサイクリング環境整備事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第23条中「第13条本文の規定による」とあるのは「第65条本文の規定を準用して提出する」と、第61条第1項第2号中「別表7」とあるのは「別表8」と、第69条第1項第1号から第3号中「補助対象事業者又は間接補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者」と読み替えるものとする。

## 第8章 外国人旅行者向け免税店支援事業

第76条 外国人旅行者向け免税店支援事業を実施する民間団体等（以下この編において「補助事業者」という。）の必要とする経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 本章における補助対象事業の補助対象経費の区分及び補助率は、別表9のとおりとする。

(交付の申請)

第77条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第28による補助金交付申請書に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第78条 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第29による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第79条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第80条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（交付決定の変更等の申請）

第81条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第30による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（交付決定の変更及び通知）

第82条 大臣は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第31による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更の際して、必要な条件を附することができる。

（契約等）

第83条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第84条 補助事業者は、第78条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 大臣が第87条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他の債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

三 大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

- 第85条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第32による状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
  - 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第86条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第33による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
  - 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。
  - 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第87条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第81条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第34により補助事業者に通知する。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第88条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第35による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第89条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第36により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 第87条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第90条 大臣は、第81条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第78条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - 五 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
  - 六 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第87条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第91条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第37による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第86条第1項に定める実績報告書に様式第38による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第92条 取得財産等のうち、適正化法施行令第1条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
  - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第39による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (情報管理及び秘密保持)

- 第93条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報(間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
  - 3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

#### (暴力団排除に関する誓約)

- 第94条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### (間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第95条 補助事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第78条から第82条まで、第83条第3項から第6項まで、第84条から第87条まで及び第89条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
  - 3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第88条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

#### (電子情報処理組織による申請等)

- 第96条 補助対象事業者は、第77条第1項の規定に基づく交付の申請、第79条の規定に基づく申請の取下げ、第81条の規定に基づく交付決定の変更の申請、第83条第2項の規定に基づく届出、第85条の規定に基づく状況報告、第86条の規定に基づく実績報告、第88条第2項の規定に基づく支払請求、第89条第1項の規定に基づく消費税仕入控除額の確定に伴う報告又は第92条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下「申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

#### (電子情報処理組織による処分通知等)

- 第97条 大臣は、前条の規定により行われた申請等に係る第78条第1項の規定に基づく通知、第81条第1項の規定に基づく承認、第82条第1項の規定に基づく通知、第83条第5項の規定に基づく要求、第85条の規定に基づく要求、第87条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、第89条第2項の規定に基づく返還命令、第90条第1項の規定に基づく取消し、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第91条第4項の規定に基づく納付命令又は第92条第3項に基づく承認について(以下「通知等」という。)、補助対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

## 第9章 地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

#### (補助対象事業等)

- 第98条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この編において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本編における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表10に定めるものとする。

(補助金の額)

第99条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表10に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第100条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

(準用規定)

第101条 第8条から第22条までの規定は、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業について準用する。この場合において、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表10」と読み替えるものとする。

## 第10章 観光二次交通高度化事業

(観光二次交通高度化計画の策定)

第102条 観光二次交通高度化事業を実施しようとする別表11に定める補助対象事業者(以下「二次交通高度化計画策定者」という。)は、単独で又は共同して、様式第40-1で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した観光二次交通高度化計画(以下「二次交通高度化計画」という。)を策定し、地方運輸局長等を経由して、大臣に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体以外の者が高度化計画を策定しようとするときは、あらかじめ様式第40-1の2により地方公共団体の同意を得なければならない。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要な事業
- 五 観光二次交通高度化事業の効果の把握及び評価に関する事項
- 六 その他必要な事項

2 大臣は、前項の高度化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
- 二 高度化計画の対象区域における訪日外国人旅行者の周遊の促進に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

3 前項の認定をしたときは、様式第40-2による二次交通高度化計画認定通知書を二次交通高度化計画策定者に通知するものとする。

4 二次交通高度化計画策定者は、前項の規定による認定を受けた二次交通高度化計画について次に掲げる事項の変更をしようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。

- 一 二次交通高度化計画の廃止
- 二 二次交通高度化計画の目標の変更
- 三 二次交通高度化計画の期間の変更
- 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
- 五 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更
- 六 前項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として大臣が認める変更

5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

(補助対象事業等)

第103条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表11に定めるものとする。

(補助金の額)

第104条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表11に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(準用規定)

第105条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第102条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された観光二次交通高度化計画に基づき実施される観光二次交通高度化事業について準用する。この場合において、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表11」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年度予算から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年度予算から施行する。

(経過措置)

第2条 令和2年度における観光振興事業費補助金交付要綱第26条第2項の規定に基づき認定された公共交通利用環境刷新計画、同要綱第30条第2項の規定に基づき認定された旅行環境まるごと整備計画又は同要綱第80条第2項の規定に基づき認定された「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画（以下「公共交通利用環境刷新計画等」という。）に記載された補助対象事業であって、令和3年度において引き続き実施される見込みのあるもの（以下次項において「特定補助対象事業」という。）については、公共交通利用環境刷新計画等のうち特定補助事業に係る部分に関し、この要綱による認定を受けたものとみなす。

2 前項の特定補助対象事業を実施しようとする公共交通事業者等、市区町村等又は「道の駅」設置・管理者は、第26条第1項の規定に基づいた刷新計画、第30条第1項の規定に基づいた整備計画又は第80条第1項に基づいた拠点化整備計画を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。

第3条 前条に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、令和2年度観光振興事業費補助金交付要領において定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月5日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年度予算から施行する。

(経過措置)

第2条 本改正要綱の施行（令和3年3月24日）の際、現に改正前の要綱に基づき行われているシェアサイクル導入促進事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

第3条 前条に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、令和3年度観光振興事業費補助金交付要領において定める。

附 則

この要綱は、令和4年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年度予算から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年度予算から施行する。

別表1（第5条第2項関係）

FAST TRAVEL 推進支援事業（補助対象事業者等）

補助対象事業		補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
搭乗関連手続きの円滑化	顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化	航空旅客取扱施設（国際線旅客を受け入れるものに限る。）を設置し、又は管理する者	・航空旅客取扱施設における搭乗関連手続きに係る顔認証対応機器の整備・改良（顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、顔認	1/2

			証自動搭乗ゲート、顔認証による各機器の一元化システムの導入に限る。)に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費	
	各種手続きの自動化/航空保安検査の円滑化	航空旅客取扱施設(国際線旅客を受け入れるものに限る。)を設置し、又は管理する者	・航空旅客取扱施設における搭乗関連手続きに係る先進機能の整備・改良(自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、自動搭乗ゲート、スマートレーン(自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン)、X線検査機器(CT型に限る。)の導入に限る。)に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費	1/2
	手荷物輸送等の円滑化	航空旅客取扱施設(国際線旅客を受け入れるものに限る。)を設置し、又は管理する者並びに国際線旅客を受け入れる空港において地上取扱業務に従事する者	・航空旅客取扱施設・航空機間の旅客輸送又は手荷物輸送に係る先進機能の整備(手荷物搭降載補助機材、自動走行トレーディングトラクター、ランプ内情報共有ツール(スマートグラス、タブレット)、自動走行バス、自動装着・遠隔操作機能付き搭乗橋、自動ハイリフトローダー、自動航空機牽引機、高速バゲージハンドリングシステム)に要する経費	1/2
旅客動線の合理化・高度化	旅客動線合理化システム	航空旅客取扱施設(国際線旅客を受け入れるものに限る。ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。)を設置し、又は管理する者	・航空旅客取扱施設におけるチェックインカウンターの共用化(CUTEシステム)に要する経費 ・航空旅客取扱施設におけるインラインスクリーニングシステム導入に伴う施設整備に要する経費	1/2
	ビジネスジェット専用動線等	航空旅客取扱施設(国際線旅客を受け入れるものに限る。)を設置し、又は管理する者	・ビジネスジェット利用客のための専用動線(CIQカウンター、待合施設、エプロンルーフ、自走式スロープ、専用通路)の整備・改良に係る設計や整備に要する経費	1/2
	空港ビル施設の配置適正化	航空旅客取扱施設(国際線旅客を受け入れるものに限る。ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港の航空旅客取扱施設を除く。)を設置し、又は管理する者	・航空旅客取扱施設における旅客動線見直しに必要となる内装や付帯設備の改修に要する経費(構造躯体に係る経費は除く。)	1/2

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表2(第27条第2項関係)

公共交通利用環境の革新等事業 補助対象事業者

補助対象事業者	
鉄道	・鉄軌道事業者(※1・2) ・索道事業者 ・索道施設を所有する者
自動車	・一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者(※3) ・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・自家用有償旅客運送者

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者に車両を貸与する者</li> <li>・レンタカー事業者</li> <li>・バスターミナル事業者</li> <li>・タクシー業務適正化特別措置法による適正化事業実施機関</li> <li>・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、レンタカー事業者又はバスターミナル事業者を構成員に含む団体及びこれらに準ずるものとして大臣が認定した者</li> <li>・超小型モビリティ（※４）の導入を行う地方公共団体、民間事業者（法人格を有するものに限る。）、協議会（地方公共団体、民間事業者等により構成される合議体をいう。）及びこれらの者に車両を貸与する者</li> </ul>
海事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般旅客定期航路事業者（※５）</li> <li>・対外旅客定期航路事業者（※５）</li> <li>・一般不定期航路事業者（※５）</li> <li>・旅客不定期航路事業者（※５）</li> <li>・一般旅客定期航路事業者、対外旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者又は一般不定期航路事業者に船舶を貸与する者</li> <li>・一般旅客定期航路事業者、対外旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者又は一般不定期航路事業者を構成員に含む団体</li> </ul>
港湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者</li> <li>・協議会等（※６）</li> <li>・港湾の利用促進に取り組む地方公共団体（港務局を含む。）</li> </ul>
航空	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦航空運送事業者（※７）</li> <li>・航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者（※７）</li> <li>・空港の利用促進に取り組む地方公共団体及び協議会（※８）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通事業者等で構成される団体（キャッシュレス決済対応に限る。）</li> <li>・シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は管理する者</li> <li>・手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者（国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。）（※９）</li> </ul>

- ※１：「鉄軌道事業者」とは、鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）をいう。ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除き、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては東京駅及び大阪駅から半径５０キロメートル、名古屋駅から半径４０キロメートルの範囲を除く地域（以下「地方部」という。）及び空港アクセスの路線に限る。
- ※２：鉄軌道事業者であつて他の鉄軌道事業者の事業に係る路線（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第８条第１項により観光庁長官が指定した区間に係るものに限る。）に観光列車を運行させるために、自らが保有する鉄軌道車両の導入・改造等（導入・改造等後の鉄軌道車両が観光列車である場合に限る。）を行うものを含む。
- ※３：公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者に限る。
- ※４：「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車で、道路運送車両の保安基準第５５条第１項、第５６条第１項及び第５７条第１項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成１５年国土交通省告示第１３２０号）に基づき、国土交通省の認定を受けたものをいう。
- ※５：日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体に限る。
- ※６：本表「港湾欄」において協議会等とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
- 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
  - 二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）
  - 三 その他訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等協議会が認める者
- ※７：特定本邦航空事業者並びに成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港を除く。
- ※８：本表「航空欄」において協議会とは、空港法（昭和３１年法律第８０号）第１４条第１項に規定する協議会をいう。
- ※９：地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方部における事業に限る。特定本邦航空運送事業者を除く。）、航空旅客ターミナル施設（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等に限る。

別表３（第２７条第２項関係）

公共交通利用環境の革新等事業（補助対象経費の区分及び補助率）

補助対象経費の区分													
【補助対象事業（必須メニュー）】 下記の①から④までのメニューを3つ以上実施（実施済みのメニューがある場合は、当該メニュー以外から2つ以上のメニューを実施（実施済みのメニューが3つある場合は、当該メニュー以外のメニューを実施））する。ただし、通常整備が想定されない場合については、この限りでない。	細目 （1つのメニューに細目が複数ある場合は1つ以上実施）	補助対象区分											
		鉄道		自動車					海事	航空	港湾	シェアサイクル又はマイクロモビリティ	手荷物配送
		鉄軌道	索道	バス	タクシー	レンタカー	自家用有償運送	超小型モビリティ					
①多言語対応（事故・災害時等を含む。）	多言語表記等（案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の多言語又はピクトグラムによる表記（以下「多言語表記等」という。））に要する経費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・案内放送の多言語化に要する経費（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。） ・多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等に要する経費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	多言語ロケーションシステムに要する経費	○		○			○	○					
	訪日外国人旅行者対応のための接遇研修（人件費は除く）に要する経費						○						
②無料Wi-Fiサービス	無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費	○	○	○	○		○		○	○	○		○
③トイレの洋式化	トイレの洋式化及び機能向上、バリアフリートイレの整備に要する経費	○	○	○					○	○	○		
④キャッシュレス決済対応	全国共通ICカードの導入、二次元コード等やクレジットカード対応等、企画乗車船券のICカード化	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
	企画乗車船券の発行	○	○	○	○		○		○			○	

	索道のキャッシュレス対応、レンタカーのETCカード対応		○				○							
補助対象経費の区分														
【補助対象事業（選択メニュー）】 以下の⑤から⑨までのメニューについては、①から④までのメニューを3つ以上実施（実施済みのメニューがある場合は、当該メニュー以外から2つ以上のメニューを実施（実施済みのメニューが3つある場合は、当該メニュー以外のメニューを実施））する場合（通常整備が想定されない場合を除く。）または①から④までのメニューを全て実施済みである場合に支援することができる。	細目	補助対象区分												
		鉄道		自動車						海事	航空	港湾	シェアサイクル又はマイクロモビリティ	手荷物配送
		鉄軌道	索道	バス	タクシー	レンタカー	自家用有償旅客運送	超小型モビリティ						
⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保	非常用電源装置・情報端末への電源供給機器等の整備に要する経費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上	旅客施設の移動円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。)のうち、本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))	○		○					○	○	○			
	LRTシステムの整備に要する経費(低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費及び補償費)	○												
	インバウンド対応型バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(車両の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費(BRTシステムにより運行するインバウンド対応型バスについては、連節車両本体及びこれと一体として整備する停留施設、公共				○	○								

	車両優先システム(P T P S) 車載器)																			
	車両における荷物置き場の設置に要する経費	○																		
⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応	観光列車、サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ、オープントップバス、水陸両用バスその他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人向け車両等の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費等)	○		○							○									
⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービス創出等	オンデマンド交通等のシステムの構築に要する経費			○	○			○		○										
	自家用有償旅客運送の運転者の育成に要する経費							○												
	超小型モビリティの導入に要する経費(車載機器類、電気自動車用充電設備取得費用及び電気自動車用充電設備設置工事を含む。)									○										
	シェアサイクル又はマイクロモビリティの導入に要する経費(貸出拠点間の需給を調整及び管理するシステムの構築に要する経費を含む。)																		○	
	手荷物の一時預かり又は配送の受付に活用する予約システムの構築に要する経費																			○
⑨地方ゲートウェイの刷新	二次交通への円滑かつ快適なアクセスに資する乗場環境又は待合環境の整備に要する経費のうち、本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)	○	○	○	○	○	○					○								

補助率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 / 2 (必須メニュー①～④を全て実施する場合。ただし、シェアサイクル又はマイクロモビリティは1 / 3)</li> <li>・ 1 / 3 (必須メニュー①～④のうち実施済がある場合または全て実施済の場合。ただし、「⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保」は補助率1 / 2)</li> </ul>

(注)

1. 「バス」の「③トイレの洋式化」はバスターミナルに限る。
2. インバウンド対応型バス車両の移動円滑化に要する経費については、当該補助対象経費に上記の補助率を乗じた額と当該補助対象経費と通常車両価格との差額に2 / 3を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。
3. 海事の「③トイレの洋式化」は海上タクシー（航路を特定せずオンデマンド運航サービスを提供する船舶）を除く。
4. 自家用有償旅客運送の運転者の育成に要する経費とは、募集（運転者のなり手を確保するため、自家用有償旅客運送実施地域における周知や、地元住民に対する運転者募集のための説明会の開催等をいう。）、訪日外国人旅行者対応のための接遇研修（法定講習にある運転演習とは別に運転者が受講する接遇品質向上に資する講習をいう。）受講に要する経費をいう。
5. 相乗りタクシー、自家用有償旅客運送、海上タクシー、超小型モビリティ、シェアサイクル及びマイクロモビリティは、ITを活用した地域における様々な移動手段及び観光サービスを含む様々なサービスを組み合わせて1つの移動サービスとして提供するためのシステムに組み込まれているもの又は当該年度に組み込まれる予定のものに限る。
6. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
7. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
8. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表3の2（第27条第2項関係）

公共交通利用環境の革新等事業（利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業に限る。）（補助対象経費の区分及び補助率）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
公共交通機関の運行情報のデータ化の推進	地方公共団体、公共交通事業者又はこれらを構成員とする協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通事業者と経路検索事業者（パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できる経路検索サービスを提供するものをいう。）等との間のデータの受け渡しを容易にする特定のデータ形式（以下「特定データ形式」という。）でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費</li> <li>・ データ化されていない交通情報の特定データ形式によるデータ化に要する経費（経路検索事業者等に委託する場合の委託費を含む。）</li> </ul>	1 / 2
観光地での周遊や観光消費の増加を促すサービスの提供	補助対象事業の実施に関係する者により構成される協議会、地方公共団体又は地方公共団体と連携した民間事業者	ITを活用した地域における様々な移動手段及び観光サービスを含む様々なサービスを組み合わせて1つの移動サービスとして提供するためのシステム構築等に要する経費	1 / 2

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表4（第31条第2項関係）

インバウンド受入環境整備高度化事業（補助対象事業者等）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
--------	---------	-----------	-----

賑わい環境の創出	ナイトタイムエコノミーの環境整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ナイトタイムエコノミーの環境整備に要する経費	1 / 2
	イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備等に要する経費	1 / 2
	廃屋撤去	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	廃屋撤去に要する経費	1 / 2
新たなニーズへの対応・新技術の活用	ワーケーション環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ワーケーション環境の整備に要する経費	1 / 2
	ICTを活用したゴミ箱の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ICTを活用したゴミ箱の整備に要する経費	1 / 2
	多様な移動手段の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多様な移動手段の整備に要する経費	1 / 2
	飲食店、観光案内所等を対象としたロボット等の導入	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ロボット等導入に要する経費	1 / 2
ストレスフリー・快適な旅行環境の整備	多言語案内の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多言語案内の整備に要する経費	1 / 2
	観光スポットの掲示物等の多言語化整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	観光スポットの掲示物・HP等の多言語化に要する経費	1 / 2
	無料公衆無線LAN環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	1 / 2
	飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多言語対応、先進的な決済環境の整備及び多様な宗教・生活習慣への対応力の強化に要する経費	1 / 2
	トイレの高機能化及び洋式便器の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	トイレの高機能化及び洋式便器の整備に要する経費	1 / 2
	手ぶら観光カウンターの機能向上	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	手ぶら観光カウンター（国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。以下同じ。）の整備に要する経費	1 / 2
ユニバーサル対応	段差の解消	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	観光スポットにおける段差の解消に要する経費	1 / 2
	子供連れ環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	子供連れ環境に資する設備の整備に要する経費	1 / 2
	近距離移動支援モビリティの整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	近距離移動支援モビリティの整備に要する経費	1 / 2
拠点機能の整備・改良	外国人観光案内所の整備・改良	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	外国人観光案内所（日本政府観光局が認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。以下同じ。）の整備に要する経費	1 / 2
	観光スポット情報・交流施設の整備・改良	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	観光スポット情報・交流施設（特定観光地における観光スポットに関する情報提供や、観光スポットに関連した交流機会の提供を	1 / 2

			目的とした施設であること。以下同じ。)の整備に要する経費	
	EV急速充電器の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	EV急速充電器の整備に要する経費	1/2
	既存おもてなし観光施設(トイレ施設を含む)における魅力向上のための整備	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	既存観光施設の改修に要する経費	1/2

(注)

- 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
- 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
- 廃屋撤去に係る費用については、一補助事業あたり補助上限5,000万円とする。

別表5(第31条第2項関係)

インバウンド受入環境整備高度化事業(一定条件下での補助率加算制度)

項目	必要な要件	補助率の加算
持続可能な観光計画等の有無	JSTS-Dに基づく持続可能な観光計画等を策定している地方公共団体又はDMOが実施する事業である場合 (事業者が実施する事業については、整備予定地点が当該観光計画等に記載される観光区域である場合)	+1/20
補助事業者の財政規模について、右記の指数が一定の割合である場合	(ア)地方公共団体の場合=財政力指数が0.5以下 ※ 財政力指数=地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値	+1/10
	(イ)地方公共団体以外の場合=事業規模指数が0.1以上 ※ 事業規模指数=補助対象となる総事業費/補助事業者の財政規模 ※ 当該補助事業者の財政規模 1)団体の場合=当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額(実績がない場合は当該年度の収入見込額) 2)個人の場合=前年分の収入額	+1/10
他事業との連携	当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合	+1/20

(注)

- 補助率は最大2/3とする。
- 対象となる補助メニューは多言語案内の整備、観光スポット等の掲示物の多言語化整備、無料公衆無線LAN環境の整備、飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備、トイレの高機能化及び洋式便器の整備のみとする。

別表6(第36条第2項関係)

歴史的観光資源高質化支援事業(補助対象事業者等)

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
歴史的観光資源の高質化	地方公共団体、民間事業者等	・歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却に要する経費 ・伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費	1/3(ただし、補助対象事業者以外の者が実施する事業にあっては、補助対象事業者が補助する経費の2分の1以内で、かつ、当該事業に要する経費の3分の1以内)

(注)

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理

由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表7（第57条第2項関係）  
観光地域振興無電柱化推進事業（補助対象事業者等）

補助対象事業者	間接補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
地方公共団体	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）	無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）に要する経費 その他、無電柱化に併せて行う情報提供設備や道路の美装化等に要する経費	電線管理者が実施する単独地中化方式（屋側・迂回配線を含む。）について、国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助（補助対象事業者は補助対象経費の2/3を間接補助対象事業者に補助）  道路管理者と電線管理者が実施する共同管路方式※のうち、電線管理者が負担（ただし、建設負担金は除く。）する範囲について、国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助（補助対象事業者は補助対象経費の1/2を間接補助対象事業者に補助）※電線共同溝方式と同義

（注）

- ※1 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。これにより消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して地方整備局長等に提出するものとする。
- ※2 地方整備局長等は、前項による消費税の額の確定に伴う報告書の提出を受けた場合は、様式第23の消費税の額の確定報告書により、速やかに大臣に報告するものとする。

別表8（第72条第2項関係）  
先進的なサイクリング環境整備事業（補助対象事業者等）

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
先進的なサイクリング環境整備	地方公共団体、協議会	・多言語による案内標識の整備に要する経費 ・受入環境の整備に要する経費 ・情報発信・プロモーションに要する経費	1/2

（注）

- 1. 本表において協議会とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会をいう。
  - 一 関係する地方公共団体
  - 二 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）
  - 三 観光関係団体、商工関係団体、自転車関係団体、その他協議会が必要と認める者

別表9（第76条第2項関係）  
外国人旅行者向け免税店支援事業

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
外国人旅行者向け免税店支援事業	外国人旅行者向け免税店支援事業	制度改正に伴う、輸出物品販売場（中小企業者）※1におけるシステム改修費用※2	定額（上限15万円）
	業務管理費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	定額

- ※1 消費税法（昭和63年法律第108号。以下「消費税法」という。）第8条第7項に規定する輸出物品販売場であって、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- ※2 外国人旅行者向け免税制度の改正に際し、消費税法第8条第2項に定める電磁的記録を送付する免税販売管理システムの改修に伴い、必要となる販売時点情報管理システム（POSレジシステム）改修を実施するもの。

(注)

1. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
2. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表10 (第98条第2項関係)

地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業(補助対象事業者等)

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
災害時の観光施設等における避難所機能の強化	観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者	避難所機能の強化のための整備に要する経費	1/2
災害時の観光施設等における多言語対応強化	観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者	多言語対応機能強化のための整備に要する経費	1/2
訪日外国人患者受入機能強化	病院・診療所等を設置し、又は管理する者	訪日外国人患者受入機能強化のための整備に要する経費	1/2
災害時等における観光危機管理の強化	地方公共団体	災害時等における観光危機管理の強化のために要する経費	1/2(上限500万円)

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表11 (第103条第2項関連)

観光二次交通高度化事業(補助対象事業者等)

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの導入	公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの導入を行う以下の者 ・自家用有償旅客運送者又は自家用有償旅客運送を実施しようとする者 ・自家用車活用事業を実施しようとする一般乗用旅客運送事業者又は当該事業の実施を域内において進めようとする地方公共団体	・自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業を新たに導入する場合における車両導入に要する経費。 ・自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業における配車をデジタル管理するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーションの購入・開発費 ・自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業で使用する車両であることを示す車体標示等の導入に要する経費 ・インバウンド対応に要する多言語対応機能等の端末、デジタルサイネージ又はシステム等の購入・開発費・設置費 ・自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業を新たに導入する場合における運転者の募集に要する経費	2/3
レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用	地方公共団体、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする団体	レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用に関する経費	2/3
観光促進型MaaSの推進	地方公共団体、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会	交通と観光が連携するMaaSの提供に要する経費	2/3

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
4. 補助対象事業が「レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用」及び「観光促進型 MaaS の推進」であるものについて、具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。